

Atlas サービス基本約款

本 Atlas サービス基本約款（以下「MSA」という）及び適用される別紙に定めるサービス詳細は、1つ又は複数の注文概要に基づいてお客様が購入した製品及びサービスの使用について規定するものである。お客様は製品又はサービスを購入する前に、本 MSA を読まなければならない。同意のチェックボックスにチェックを入れて注文を行うことにより、お客様は本 MSA の条件に拘束されることに同意したものとみなされる。本 MSA の条件に同意しない場合、サービス又は製品へのアクセス又は使用は許可されない。

同意のチェックボックスにチェックを入れることにより、申込者は注文概要に記載された組織（以下「貴社」又は「お客様」という）を代表して本 MSA を承諾し、グローバルサインとの本 MSA の条件に貴社を拘束する権限を有することを表明し、保証するものとする。

1. 定義

ACME MAC キー：お客様の ACME アカウントと Atlas アカウント間で ACME の外部アカウントバインディング（EAB）を実行するためにキー識別子と共に使用される認証コードをいう。

管理者：お客様の Atlas アカウントに登録されており、お客様の代表として特定の機能を実行する権限を持つユーザーをいう。これには、他のアカウントユーザーのアクセス権を管理することが含まれる場合がある。

関連企業：本約款の当事者を直接又は間接的に支配下におくか、その支配下におかれている、又はその共通の支配下におかれている組織をいう。

API クレデンシャル：お客様がサービスにアクセスするために使用する API キーとシークレットで構成される認証方法をいう。

アプリケーション（アプリ）：モバイルデバイス（スマートフォン等）向けに設計されたアプリケーションをいう。アプリには、本サービスへのアクセス又は第三者製品との統合を可能にするために、グローバルサインが提供するインテグレーション又はコネクタが含まれる。アプリは、別の利用規約の対象となる場合がある。

Atlas アカウント：ポータルを使用する際にお客様が Atlas で作成したアカウントをいう。

証明書：デジタル署名によってある公開鍵とある本人確認情報との間を紐づける電子文書、すなわち電子証明書をいう。

CPS：グローバルサインの認証業務運用規程をいう。 <https://jp.globalsign.com/repository/>にて公開され

ており、随時更新される。

eIDAS 規則 (eIDAS)：域内市場における電子取引のための電子識別子及びトラストサービス並びに指令 1999/93/EC の廃止に関する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) No 910/2014 (欧州)。

e シール：電子形式のデータであって、他のデータの出所及び完全性を確保するために、電子形式で当該他のデータに添付されているか、又はそれと論理的に関連付けられているものであり、かつ法人（企業又は組織）の名称で適用されるもの。

電子署名：文書に添付され、又は文書と論理的に関連付けられる電子的な音、記号又は処理であって、文書に署名する意思をもった個人によって用いられるものをいう。

超過単価：注文概要に記載された製品の割当量をお客様が超過した場合や、製品の契約期間終了後も製品の注文を継続した場合に支払われる、製品単位ごとの料金。「超過料金」ともいう。

グローバルサイン：注文概要に記載されているグローバルサイン法人をいう。上記にかかわらず、加入者が eIDAS 適格証明書を注文した場合、「グローバルサイン」は GlobalSign NV (ベルギー) を意味するものとする。

グローバルサインパブリックルート：アプリケーションソフトウェアベンダー/ブラウザの 1 つ以上のルートストアに組み込まれ、毎年 WebTrust の監査を受けるグローバルサインの公的に信頼されたルート証明書のこと。グローバルサインパブリックルートは CPS に記載されている。

身分証明書：現地の国又は地方公共団体から発行された物理的又は電子的な身分証明書、パスポート、国民 ID カードその他公的な身分証明書で同一性に対する信頼性が同水準のものをいう。

個人：自然人を意味する。

業界標準：(a) CA/Browser Forum が採用する要件又はガイドライン、(b) アプリケーションソフトウェアベンダーが採用する Trusted root store にグローバルサインが含まれるための要件、(c) eIDAS 規則を含むがこれに限定されないその他の規制又は準規制標準の何れかに該当するものをいう。

mTLS 証明書：お客様がアプリケーションをサービス API を用いて直接統合する場合に、サービスとの相互認証又は双方向認証に使用される証明書をいう。

注文概要：購入した製品及びサービス、特定の製品機能、割当量並びに支払うべき料金が記載された文書で、それぞれが本 MSA に準拠したお客様による個別の購入であることを表しているものをいう。

企業実在認証(OV)証明書 ID：グローバルサインが CPS に記載の通りに組織識別情報を認証した特定の組織に、証明書の申請及び発行が限定される、事前に承認された証明書 ID をいう。

ポータル：グローバルサインが提供する製品及びサービスの管理を容易にするためのアカウント管理及び注文ツールを提供する本サービスのポータルサイトをいう。ポータルには、有効に機能する証明書ライフサイクル管理 (CLM) ツールである Atlas Discovery も含まれる。

プライベート証明書：パブリックに信頼されていない証明書をいう。

製品：署名、証明書、取引、タイムスタンプ及び OV 証明書 ID を含むがこれらに限定されない、注文概要に記載され、お客様が購入した製品をいう。製品には、お客様が購入するオプションのアドオン機能又は商品も含まれる。

製品バック：割当量の範囲内でお客様サービスを通じて注文することができる製品であり、製品期間中にお客様が使用することができるものをいう。製品バック内の製品は、同一又は異なる機能を有する場合がある。

製品期間：注文概要に記載されている月単位の期間をいう。

製品期間開始日：製品期間の開始日をいう。製品期間開始日は、注文概要にカスタム CA が含まれている場合を除き、サービスが有効化された日となる。注文概要にカスタム CA が含まれている場合、製品期間開始日は、キーセレモニーが行われサービスが利用可能となった日となる。

パブリックに信頼される証明書：広く普及するアプリケーションソフトウェアに搭載されるルート CA 証明書にチェーンされている事実をもって信頼を享受する証明書をいう。

適格タイムスタンプ： eIDAS 規則の要件を満たす、RFC3161 に準拠したタイムスタンプをいう。

割当量：注文概要に記載された、製品バックに適用される製品の合計数量をいう。

サービス：注文概要に記載されている、お客様が注文した、製品を含むホスティングサービスをいう。

サービス API：本 MSA に基づきグローバルサインが提供する、サービスとお客様の内部システムとの統合を促進するアプリケーション・プログラミング・インターフェース (API) をいう。

サービスクレデンシャル：API クレデンシャル、シングルサインオン(SSO)、mTLS 証明書又は ACME MAC キー等のサービスにアクセスするためにグローバルサインがお客様に提供するあらゆる形式のクレデンシャルをいう。

サービス詳細：お客様が注文した特定の製品又はサービスに適用される追加の契約条件をいう。

署名：電子署名又は e シールをいう。

署名者：自然人であればサブジェクトとして、法人であればサブジェクトの代理として署名を申請する個人をいう。

サブジェクト：証明書にサブジェクトとして記載される個人、デバイス、システム、設備又は法人をいう。サブジェクトがデバイス又はシステムの場合は、利用者の管理下になければならない。

利用者：証明書の発行を受ける個人又は法人であり、利用約款により法的に拘束されるものをいう。証明書発行前、利用者は「申請者」と呼ばれる。デバイスに発行された証明書の場合、利用者/申請者は、証明書に記載されたデバイスを管理又は運営する主体であり、デバイスが実際の証明書要求を送信している場合も同様である。

グローバルサイン電子証明書サービス利用約款（利用約款）：CA と利用者との間の契約のこと。当事者の権利と責任を規定し、<https://jp.globalsign.com/repository/>に掲載され、随時更新される。

テスト製品：お客様が評価又は試用目的でのみに使用するために提供される、信頼性が保証されていない、又は本番環境用ではない製品のバージョンをいう。これには、概念実証、ベータ版その他テストが含まれ、お客様には無償で提供される場合がある。

第三者支払者：お客様が製品又はサービスの購入又は支払いを円滑に進めるために利用する第三者。但し、この第三者は製品やサービスを再販売することではなく、お客様は製品又はサービスの利用に関してグローバルサインと直接契約を締結している。

第三者製品：本サービスに特徴や機能を追加し、相互運用性や統合をサポートする目的で、第三者によって本サービスの一部として、又は本サービスに関連して、あるいは本サービスと共に使用するために提供される、個別にダウンロード又はアクセス可能なプラグイン又はアプリケーションをいう。

TPS：認定タイムスタンプ byGMO サービスポリシー及び運用規程を意味し、<https://jp.globalsign.com/repository/index-ats.html> で入手可能であり、随時更新される。

試用製品：お客様が評価目的で使用するために提供される、本番環境対応済みバージョンの製品をいう。これは、無償で提供される場合がある。

本 MSA 又はサービス詳細で使用され、本 MSA 内で別段定義されていない用語は、CPS、利用約款又は TPS（該当する場合）に規定されている意味を持つものとする。

2. サービス及びポータルの使用

グローバルサインは、本 MSA 及び該当するサービス詳細の条項に従い、お客様の使用のために本サービス、製品及び関連文書を使用する権利をお客様に許諾するものとする。

グローバルサインは、本 MSA の契約期間中、お客様がサービス利用を促進する目的でのみ、サービス API を使用し、サービス API との間で呼び出しを行うための、非独占的で、譲渡不可能であって、サブライセンスできず、取消可能なライセンスをお客様に付与する。

2.1 ポータルの使用

本サービスに関連して、お客様は Atlas アカウントを作成した後、ポータルにアクセスすることができる。ポータルにおいてお客様の管理者は、製品の購入、販売見積りの受理、ID の要求又はサービスクレデンシャルの取得等の機能を実行することができる。また、本ポータルは、サービス案内その他メッセージ等、グローバルサインから特定の通信を提供する場合がある。お客様は、お客様が保有するサービスクレデンシャルの機密性を維持する責任を負い、お客様の Atlas アカウントで発生する全ての活動に対して全責任を負うものとする。お客様は、(a) サービスクレデンシャルの不正使用その他のセキュリティ違反があった場合、直ちにグローバルサインの atlas-support-jp@globalsign.com まで通知し、(b) 各セッション終了時に Atlas アカウントから確実にログアウトすることに同意するものとする。グローバルサインは、お客様が 1 年以上取引を行わなかった場合、お客様の Atlas アカウント及び/又はポータルへのアクセスを無効化又は削除することができる。

2.2 第三者製品

本サービスに関連して、グローバルサインはお客様の便宜を図るために、第三者製品を利用できるようにし、又はそれへのアクセスを可能にすることがある。お客様による第三者製品の使用は、当該第三者製品に適用される別の規約（当該第三者製品のプロバイダのライセンス条件等）の対象となる場合がある。本サービスとの相互運用のために、お客様が第三者製品をインストール若しくは有効化し、又はグローバルサインにインストール若しくは有効化するよう指示若しくは何らかの方法で許可し、その連携により第三者がサービスクレデンシャルを含むがこれに限定されないお客様の機密情報にアクセスすることになる場合、お客様は相互運用のために必要な範囲で第三者がお客様の機密情報にアクセスすることを許可する権限をグローバルサインに与えるものとする。お客様は、(i) 当該機密情報の第三者への開示又は第三者による使用、又は (ii) 第三者製品の使用、相互運用性又は利用可能性について、グローバルサインがお客様に対して一切の責任又は義務を負わないことに同意するものとする。

3. 使用上の制限

お客様は、以下の行為を行ってはならない。(a) 製品、サービス又はその構成要素の複製、修正又は派生物の作成、(b) 本 MSA 及びサービス詳細に定める場合を除き、ホスト、タイムシェア、レンタル、リース、販売、再販、譲渡、ライセンス、サブライセンス、譲渡、提供その他の方法により、第三者に対してサービス（製品を含む）を提供すること、(c) 本サービスのソースコードを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法で発見しようとする事、(d) 本サービスを使用して侵害物や違法物、ウイルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬その他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリ

プト、エージェント、プログラムを送信又は保存すること、又は(e) 本 MSA に従い、全ての適用される業界標準、法律及び規制を遵守して本サービスを利用する以外の方法で、本サービスを利用すること。サービス詳細に記載される特定の使用制限に加え、グローバルサインは、本サービスの乱用や過度な負担を防ぐため、合理的な使用に関する制限を設定し、かつ実施することができるものとする。

4. CPS、TPS 及び利用約款

お客様がパブリックに信頼される証明書を要求する場合、(a) 証明書及びサービスは、本 MSA で参照されることによって組み込まれる CPS に従って提供されるものとし、(b) お客様は、本 MSA において利用者/申請者とみなされ、お客様及びその従業員又は請負人を含むがそれに限定されないサブジェクトが利用約款の条件を遵守することを保証しなければならない。証明書の使用は、利用約款及び CPS に準拠しなければならない。タイムスタンプの使用は、CPS 及び TPS に準拠しなければならない。

5. テスト製品又は試用製品

本第 5 条の条件は、お客様がテスト製品又は試用製品を使用する権利を付与された場合に適用される。

5.1 試用製品

試用製品は、お客様が製品又はサービスを評価するために利用することを目的として提供されるものである。お客様による試用製品の使用权は、(a) お客様の製品バック内の試用製品の数が尽きた日、又は(b) グローバルサインがお客様の試用製品の使用权を終了させた日（グローバルサインがいつでも自己の裁量で行うことができる）の何れか早い時点で直ちに終了する。

5.2 テスト製品

お客様は、本番環境ではない、テスト環境において、お客様の内部評価及びサービスの相互運用性テストを目的としてのみ、試用目的で提供されるテスト製品を使用することができる。

テスト製品を利用するお客様の権利は、(a) 製品バック内の製品の使用回数が尽きた日、(b) 製品期間の満了日、又は(c) グローバルサインがお客様のテスト製品を利用する権利を終了させた日（グローバルサインがいつでも自己の裁量で行うことができる）の何れか早い時点で直ちに終了する。

5.3 テスト製品又は試用製品に関する保証の免責事項

お客様は、テスト製品又は試用製品が、評価又はテストのみの目的で提供されることを確認するものとする。テスト製品及び試用製品は、CPS 又は TPS (<https://jp.globalsign.com/repository/>) に定めがある場合を除き、「現状のまま」提供され、如何なる保証も行わない。グローバルサインは、適用される法律で認められる最大の範囲内において、テスト製品又は試用製品、お客様によるテスト製品又は試用製品の使用又は使用不能、その使用結果、及び本 MSA に関する商品性、特定目的への適合性又は非侵害の保証を含むがこれに限定されない、明示又は黙示のあらゆる種類の表明及び保証を明確に否認する。

5.4 テスト製品又は試用製品に関する責任の制限

グローバルサインは、理由の如何を問わずテスト製品又は試用製品の使用又は動作不良から生じる、直接的、間接的、結果的又は特別な損害を含むがこれに限定されない、如何なる請求、要求又は損害について

も、係る行為が過失を含むがこれに限定されない、契約、不法行為その他いかなる根拠に基づくかどうかに関わらず、お客様又は如何なる第三者に対しても責任を負わない。

6. 製品パック、料金、支払い

6.1 製品パック、超過単価

注文概要に記載された製品及びサービスを利用するお客様の権利は、製品期間の終了時に失効する。注文概要に含まれる未使用の製品又はサービスに対する減額又は返金が行われない。製品期間の終了後も製品又はサービスの利用を継続したい場合、又は利用可能枠を超過した場合、お客様は追加の製品若しくはサービスを注文するか、又は該当する場合には製品を超過単価で個別に注文することができる。グローバルサインは、製品期間終了日から1年経過後、いつでも超過単価を調整する権利を有する。

6.2 料金

お客様は、注文概要に記載された製品及び/又はサービスの料金を、グローバルサインが認める方法で、グローバルサインに支払うことに同意するものとする。

各製品期間開始日に、お客様は、グローバルサインに、クレジットカードで支払う場合は有効で最新かつ完全なクレジットカード情報を、又は該当する場合はグローバルサインが認める注文情報を提供するものとする。お客様がグローバルサインにクレジットカード情報を提供した場合、お客様は、支払うべき料金をグローバルサインが当該クレジットカードを通じて受領することを承認するものとする。お客様がグローバルサインに注文情報を提供し、及び/又は請求書による支払いを選択した場合、グローバルサインは注文した製品に関して支払うべき料金をお客様に請求する。

グローバルサインは、注文概要に記載された製品の初回注文に関して、最初の注文概要の注文日（以下「発効日」という）にお客様に対して請求を行う。その後の注文については、注文概要に記載された製品に対して、注文日に請求を行う。また、グローバルサインは、注文概要に記載された請求周期に従って、発生する料金をお客様に請求するか、お客様のクレジットカード（該当する場合）に請求する。

お客様が製品を個別に注文する場合（製品期間終了後又は従量課金制での注文を含む）、グローバルサインは、注文概要に記載された超過単価に基づき、月次の後払いでお客様に請求を行う。

6.3 支払い

全ての支払いは、注文概要に記載された通貨で支払われ、注文概要に別段の定めがない限り、請求書の日付の翌月末日が支払期限となる。グローバルサインのサービス及び製品の見積価格は、あらゆる税金又は関税を除いたものである。係る税金又は関税が課せられる場合、請求書に追記される。グローバルサインがお客様から支払いを受けることによって課される所得税を除き、本MSAの実行又は履行に関連する税金、手数料及び類似の納付金はお客様が支払うものとする。お客様が第三者支払者を通じて購入を行う場合、グローバルサインは、お客様の注文概要の「請求先」欄に記載された第三者支払者、又はお客様自身からの支払いを受領する。

未決済の請求金額が期日までにグローバルサインに支払われない場合、グローバルサインの他の権利又は救済手段を制限することなく、(a) これらの料金には、月毎に未払い残高の 1.5%、又は法律で認められた最大利率の何れか低い方の利率で遅延利息が発生し、(b) グローバルサインは全額支払われるまで通知なしにポータル又はサービスに対するお客様のアクセスを停止又は制限できる。お客様は、適用される請求書の日付から 30 日以内に、料金に関する異議をグローバルサインに通知しなければならず、そうしなければ係る請求書は受理されたものとみなされる。

7. 期間、終了

本 MSA に基づく契約の期間は、発効日に始まり、本 MSA に定めるところにより早期に終了しない限り継続するものとする。サービス詳細に基づく契約の期間は、注文日に開始し、本 MSA に従って当該サービス詳細に基づく契約が終了するまで継続する。

7.1 終了、非更新

7.1.1 お客様による終了：お客様は、グローバルサインへ 30 日以上前に書面によって通知することにより、本 MSA 又はサービス詳細に基づく契約をいつでも終了することができる。お客様は、該当する注文 ID を明記のうえ、地域の営業所宛てに電子メールを送信することで、通知を行うことができる。

7.1.2 グローバルサインによる終了：次の事由に該当する場合には、グローバルサインはお客様に書面で通知することにより、本 MSA 又はサービス詳細に基づく契約を終了することができる。(a) お客様が本 MSA 又はサービス詳細に重大な違反をし、その違反がグローバルサインによる通知を受けた後 30 日間継続した場合、(b) お客様が破産申請、事業停止又は清算を行った場合、(c) 不可抗力事由の結果として、30 日以上期間にわたりお客様が本 MSA 又はサービス詳細に基づく義務の重要な部分を履行できない場合、又は(d) お客様に対して 90 日以上前に書面による通知を行った場合。但し、グローバルサインは、お客様がサービス又はグローバルサインに対してセキュリティ上又はコンプライアンス上のリスクをもたらすと合理的に判断した場合、書面による通知をもって本 MSA に基づく契約を即時に終了することができるものとする。

7.1.3 何れかの当事者による終了：何れの当事者も、相手方が第 10 条（機密保持）に違反した場合、書面によって通知することにより、本 MSA 又は何れかのサービス詳細に基づく契約を直ちに終了させることができる。

8. 終了の効果

本 MSA 又はサービス詳細に基づく契約の解除又は期間満了による終了に伴い、(1) お客様は該当するサービスの使用を中止し、(2) 本 MSA 又はサービス詳細に基づく当事者の全ての権利及び義務は、本 MSA 及び該当するサービス詳細の条件が該当製品の期間満了又は期間満了前の失効による終了前に発行及び/又は使用された製品に引き続き適用される場合を除いて直ちに中止し、(3) グローバルサインは、お客様が検証サービスの継続を希望し、該当する年次ホスティング料金を支払う場合を除き、お客様のプライ

ベートルート CA 及び中間 CA に対する検証サービス (OCSP 又は CRL) の提供を停止し、全ての証明書及び発行 CA を即時に失効させ、かつ(4)グローバルサインが上記 7.1.2 (d) により終了する場合は、未使用料金を返還するものとする。本 MSA 第 1 条、第 6 条、第 7 条及び第 9 条から第 16 条まで並びにサービス詳細内の該当する監査権についての規定は、本 MSA に基づく契約の期間満了又は解除による終了後も存続する。

9. 保証と免責事項

9.1 法律の遵守

各当事者は、グローバルサインによるサービス又は製品の提供及び/又は使用に適用される全ての国、地方公共団体及び地域の法律及び規制を遵守することを保証するものとする。各当事者は、適用される国の機関又は当局の制裁法、輸出入法、制限、国家安全保障管理及び規制（以下、総称して「法令」という）を自らの費用負担で遵守しなければならない。各当事者は、法令に基づく経済制裁その他の制限の対象に指定されていないこと、及び法令に基づく経済制裁の対象に指定され、又はその他の制限を受ける個人又は団体が係る当事者の 50%以上の権利を所有しておらず、かつ、直接的又は間接的に係る当事者の支配下でないことを保証する。係る保証は性質上継続するものであり、各当事者は、この保証に影響を与える変更があった場合には、直ちに相手方当事者に通知するものとする。何れの当事者も、法令に違反し、又は必要なライセンス若しくは承諾なしに、本サービス、本約款に基づき取得し若しくは知り得たその他の製品若しくは技術若しくは情報、又はその複製物若しくは直接製品を輸入若しくは輸出若しくは再輸出し、又は輸出若しくは再輸出を許可してはならない。

9.2 権限

各当事者は、その組織の管轄区域の法律の下で有効に存続し、良好な状態にあり、本 MSA に基づく契約を締結する権限を有すること、並びに本 MSA が当該当事者によって正当に作成及び交付され、当該当事者の有効かつ拘束力のある義務となることを保証する。

9.3 利用者情報

お客様は、利用者によって提供された全ての情報及び表明が真実であることを保証する。

9.4 個人情報

お客様は、(i) お客様がグローバルサインに提供する個人情報その他の情報を提供するために必要な権利を有し、(ii) 当該情報を提供することが、適用されるデータプライバシー法、契約又はプライバシーポリシーに違反しないことを保証するものとする。グローバルサインのデータ処理に関する補遺 (DPA) (<https://www.globalsign.com/en/repository/GlobalSign-DPA.pdf>)の条項は、参照されることによって本 MSA に組み込まれ、グローバルサインが DPA で定義されるお客様の個人データを処理する限りにおいて適用されるものとする。

9.5 その他の非保証

CPS 又は TPS (<https://jp.globalsign.com/repository/>) に規定される場合を除き、また適用される法律で

認められる最大限の範囲において、グローバルサイン、その関連企業並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人は、本約款で提供又は予定されるサービス、製品、第三者製品、証明書、ソフトウェア、文書その他サービスに関する使用、配信、ライセンス、性能若しくは非性能、又は使用若しくは使用できないことに関して明示又は黙示の他の全ての保証を否認する。グローバルサイン、その関連企業及びそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員並びに代理人は、商品性、特定目的への適合性又は非侵害の保証を含むがこれに限定されない、明示又は黙示のあらゆる種類の表明及び保証を明示的に否認する。グローバルサインは、サービス又は製品が中断されないこと又はエラーがないことを保証しない。

10. 機密保持

「機密情報」とは、一方の当事者（以下「受領当事者」という）が他方の当事者（以下「開示当事者」という）から提供され、又は利用できるようにされた全ての情報を意味する。機密情報には、発明、技術、戦略、企業秘密、顧客及びサプライヤーリスト、製品設計及び価格情報、プロセス、方式、事業計画、雇用主及び顧客情報、従業員データ、製品ライセンス計画、予算及び財務及び財務計画、生産計画及びプロトコル、技術インフラ、並びに情報セキュリティシステム及び方針及び慣行、リスク評価、監査結果、技術及びデータ及び方法その他その性質から通常非公開情報と考えられるあらゆる情報を含むが、これに限定されないものとする。機密情報は、開示当事者の施設にアクセスした結果得られる又は開発される可能性のあるあらゆる情報及び開示当事者、その機密情報に関する受領当事者又はその取締役若しくは役員若しくは社員若しくは代理人若しくは顧問（総称して、当該当事者の「代表者」）が作成した全てのメモ、レポート、評価資料、分析又は研究を含み、書面、電子又は口頭の形式で受領当事者に伝達される場合がある。

受領当事者は、受領当事者が同様の性質を有する自らの機密情報を保護するのと同程度の注意（但し、合理的な注意の程度を下回らないものとする）をもって、当該機密情報の不正な使用、普及、開示又は公表を防止し、その従業員、役員、代理人及び請負人が機密情報を保護することを保証し、また、係る機密情報を保護するものとする。受領当事者は、当該機密情報を知る必要があり、ここに含まれるものと少なくとも同程度に制限された守秘義務の下にある、その関連企業、その各従業員及び顧問にのみ、機密情報を開示することができる。また、グローバルサインは、適切な機密保持条項に従い、適用される業界標準の下でその義務を果たすために必要とされる場合には、機密情報を開示することができる。受領した機密情報は、本 MSA の目的を達成するためにのみ使用することができる。受領当事者又はその各関連企業が、召喚状、裁判所の命令若しくはその類似の手続き、又は適用される政府規制によって機密情報の開示を要求された場合、受領当事者は、開示当事者が選択した場合に必要な保護命令又は手続きを得られるよう、当該要請又は義務の通知を開示当事者に迅速に提供することに同意する。

前述の守秘義務は、以下の機密情報には適用されない。(a) 受領当事者の過失又は違反なく、現在又はその後一般的に入手可能となったもの、(b) 受領当事者が有形的記録をもって開示がされる以前に了知していたもの、(c) 開示当事者の機密情報を使用することなく受領当事者が独自に開発したもの、(d) 譲渡又は開示する権利を有する第三者から受領当事者が守秘義務なしに正当に入手したもの、(e) 法の運用により開示されたもの、又は (f) 開示当事者の書面による事前承諾により受領当事者が開示するもの。

本 MSA に基づく契約が終了した場合、受領当事者は、開示当事者の要求に応じて、開示当事者の機密情報を返却又は破棄するものとする。受領当事者は、法律、コンプライアンス及び/又は文書保管の要件を遵守するために必要な範囲で、開示当事者の機密情報の写しを保管することができるものとする。このように保管された機密情報は、本 MSA に基づく契約の終了に関わらず、本条に含まれる義務及び制限の対象となり、受領当事者は、保管する機密情報を他の目的に使用しないものとする。

11. 権利の帰属

本 MSA で明示的に付与された権利を除き、本サービス、製品、API 及びポータルに関する全ての権利、権限及び利益はグローバルサインが独占的に所有する。グローバルサインは、本サービス及び本 MSA の目的のためにグローバルサインが作成、使用又は提供するその他全ての製品、ソフトウェア、文書、作品その他知的財産並びにそれらの全ての修正、改良及び派生作品に対する全ての権利、権限及び利益を保持する。

12. 補償

12.1 グローバルサインは、第三者がお客様に対して提起した、本 MSA で許可されたお客様による本サービスの利用が、第三者の著作権、商標権、営業秘密、米国、欧州又は日本における特許権その他の知的財産権を侵害していると主張する請求、要求又は訴訟から生じる如何なる費用、損失又は損害に対しても、グローバルサインの負担で解決又は防御を行い、お客様に補償し、損害を与えないものとする。

12.2 本サービスが侵害に対する何らかの請求や訴訟の対象となった場合、又はその可能性があるとしてグローバルサインが単独で判断した場合、グローバルサインは、(a) お客様が本 MSA で意図された通りに本サービスの利用を継続する権利をお客様に負担をかけずに確保し、(b) 本サービスの重要な機能又は性能を損なうことなく、サービスを非侵害となるよう修正し、又は(c) 上記の選択肢がグローバルサインにとって合理的に可能でない場合、本 MSA を終了することができる。

グローバルサインの補償義務は、侵害訴訟又は請求が、(i) お客様による、又はお客様を代表する者によって行われた本サービスの変更、又は(ii) 本サービスと第三者製品を含むグローバルサインが提供していない商品との組み合わせに基づく、又はそれらに起因する限りにおいて、適用されないものとする。

12.3 お客様は、(i) お客様による本 MSA の違反、(ii) 本サービスと組み合わせた第三者製品の利用、又は(iii) お客様が第 2 条 1 項に従わないことの何れかに起因又は関連し、第三者からグローバルサインに対して起こされた請求、要求又は訴訟によって生じる如何なる費用、損失又は損害に対しても、お客様の負担で解決又は防御し、グローバルサインに補償し、損害を与えないものとする。

12.4 補償を求める当事者（以下「被補償当事者」という）は、補償可能な請求について、補償を提供する当事者（以下「補償当事者」という）に速やかに書面にて通知することに同意するものとする。補償当事者は、補償可能な請求に係る防御及び和解を管理するものとする。被補償当事者は、係る請求の調査、裁判、弁護、和解及びそこから生じる上訴において、補償当事者及びその弁護士と合理的な範囲で協力す

るものとする。被補償当事者は、自己の費用及び経費で、弁護士を通じて、又はその他の方法で、係る請求の内容となる裁判、弁護活動及び和解並びにそこから生じる上訴の調査に参加することができるものとする。

13. 責任の制限

本 MSA 又は本サービス若しくは本製品の利用若しくは利用不能に起因するあらゆる請求について、グローバルサイン、その関連企業並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人がお客様に対して負う責任の総額は、如何なる場合も、その請求の原因となった事実の直前の 1 年間に、該当製品を含む本サービスに対してお客様が支払った価格の総額を超えないものとする。

14. 損害賠償の制限

グローバルサイン、その関連企業、並びにそれぞれの承継人、取締役、役員、従業員及び代理人は、如何なる場合においても、本 MSA に関連する、本サービス又は製品の利用又は利用不能から生じる利益又は収益の損失、データの損傷又は喪失を含むがこれに限定されない特別損害、結果損害、偶発損害又は間接損害について、グローバルサインに係る損害発生の可能性を知らされていたか否かに関わらず、お客様又は第三者に対して責任を負わないものとする。

15. 準拠法及び管轄権

(i) 本 MSA の解釈、施行及び不法行為による請求を含む本 MSA に関連する全ての事項、請求又は紛争に適用される法律、及び (ii) 全ての事項、請求又は紛争について専属管轄権を有する裁判所は、以下の表に記載されるとおりとする。

請求対象となる法人	準拠法	管轄裁判所
GMO グローバルサイン株式会社	日本	日本 東京地方裁判所
GMO GlobalSign China Co., Ltd.	中国	中国 上海
GMO GlobalSign Ltd.	イングランド・ウェールズ	イギリス ロンドン
GlobalSign NV	ベルギー	ベルギー ルーヴェン
GMO GlobalSign, Inc. (US)	米国ニューハンプシャー州	米国 ニューハンプシャー州 州立裁判所及び連邦裁判所
GMO GlobalSign Pte. Ltd	シンガポール	シンガポール
GMO GlobalSign Inc.	フィリピン	フィリピン マカティ市
GMO GlobalSign Certificate Services Pvt. Ltd	インドの法令	インド デリー
GMO GlobalSign Russia LLC	ロシア連邦の法令	ロシア モスクワ
GMO GlobalSign Solutions in Technology S/A	ブラジル	ブラジル ベロオリゾンテ
GMO GlobalSign FZ LLC	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦 ドバイ

16. その他

16.1 不可抗力

何れの当事者も、本 MSA に基づく義務の不履行又は履行遅滞が、政府機関の行為若しくは措置、戦争、暴動、妨害破壊行為、通商禁止、流行病、火災、洪水、ストライキその他の輸送の中断若しくは遅滞、通信若しくは第三者サービスの中断若しくは遅滞を含むがこれに限定されない当事者の合理的な制御の及ばない状況（以下「不可抗力事由」という）による場合には責任を負わないものとする。但し、不可抗力事由に見舞われた当事者が 30 日以内にその事象を解決できない場合、他方の当事者は本 MSA を終了することができる。

16.2 通知

通知は、本 MSA に別段の定めがない限り、書面によるものとし、以下の方法によることができる。

(i) 手渡し、普通郵便又は宅配便

グローバルサイン：グローバルサインの住所

お客様：注文概要に記載された住所

(ii) 電子メール

グローバルサイン：legal@globalsign.com

お客様：お客様のアカウントに登録された主たる連絡担当者

通知は、営業日の営業時間内に受領した場合は、実際に受領した日の営業終了時に有効となり、それ以外の場合は、翌営業日の営業終了時に有効となるものとする。当事者は、本 MSA に従って通知することにより、この連絡先情報を変更することができる。

16.3 譲渡

本 MSA に別段の定めがある場合を除き、本 MSA は、本 MSA に基づく契約当事者の承継人、執行者、相続人、代理人、管理人及び譲受人を拘束し、その利益はこれらの者に帰属するものとする。本 MSA に基づく契約は、グローバルサインによる書面でされた事前の同意がない限り、お客様によって譲渡されることはないものとする。この事前の同意のない譲渡は無効であり、何らの効果も有さないものであって、グローバルサインが本 MSA に基づく契約を終了する解除事由となり得るものとする。

16.4 分離条項

本 MSA の何れかの条項が裁判所によって無効と判断された場合、その範囲において、当該無効と判断された条項は削除され、本 MSA の残りの条項は影響を受けないものとする。当事者は、本 MSA の法的効力を有しないと判断された規定を、元の規定の意図に可能な限り近い形で法的効力を有する規定に置き換えるよう、誠実に努力するものとする。

16.5 権利放棄

本 MSA に基づく如何なる権利放棄も、書面で規定され、当該権利放棄の意思表示を求められる当事者によって正式になされない限り、無効又は拘束力を有しないものとする。係る権利放棄は、そこに記載された特定の事項についてのみ権利放棄を構成するものとし、他の点又は他の如何なる時点においても、係る権利放棄を認める当事者の権利を損なうことは一切ないものとする。

17. 完全合意

本 MSA、サービス詳細及び参照により組み込まれる文書は、当事者間の完全な合意を定め、Atlas Discovery 利用規約を含むがこれに限定されない、その主題に関する事前の書面又は口頭による合意又は了解に優先する。本 MSA（サービス詳細及び注文概要を含む）、利用約款、CPS 及び TPS（該当する場合）の条件は、他の文書に含まれる如何なる条件にも優先し、お客様が発行する注文書その他の文書に含まれるお客様の一般条件を明示的に排除する。

18. 優先順位

注文概要、サービス詳細、本 MSA、利用約款、CPS、TPS の条件間に矛盾抵触が生じた場合、優先順位は、注文概要、サービス詳細、本 MSA、利用約款、CPS 及び TPS の順になるものとする。

19. 改定

グローバルサインは、CPS、TPS 又は利用約款を改定することができる。その際、グローバルサインは、ポータル若しくはグローバルサインのウェブサイトにて改定版を掲載することにより、又は第 16 条 2 項（通知）に記載された手段で、重要な変更点を通知するものとする。係る改定が本 MSA におけるお客様の権利に重大な影響を及ぼす場合、お客様は、係る改定に関連する唯一かつ排他的な救済措置として、グローバルサインが係る改定を通知してから 30 日以内に、グローバルサインに書面による解約通知を行うことにより、本 MSA に基づく契約を解約する権利を有するものとする。グローバルサインによる改定通知から 30 日経過後、お客様が本サービスを継続して利用している場合、お客様が当該改定を承諾したものとみなされる。

20. 言語

本 MSA は英語で起草されている。本 MSA や本 MSA に関連する通知その他文書について矛盾がある場合、英語版が優先されるものとする。

21. 第三者の受益者

本 MSA は、本 MSA に基づく契約の当事者並びにそれぞれの許可された承継人及び譲受人にのみ利益を与え、本 MSA の如何なる部分も、明示又は黙示を問わず、本 MSA の下で又は本 MSA を理由として、如何なる性質の法的又は公平な権利、利益又は救済を他の人物に与えるものではない。

22. 反社会的勢力の排除

22.1 当事者は、現在及び将来にわたって、自己及び自己の取締役、監査役、執行役員その他の業務執行について重要な地位にある者が暴力団、暴力団の構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力でないことを表明し、保証するものとする。

22.2 当事者は、暴力的又は脅迫的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為その他これらに準ずる行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを表明し、保証するものとする。

22.3 当事者は、相手方が本条第1項又は第2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに利用契約を解除できるものとする。

22.4 前項による解除によって、解除者の被解除者に対する損害賠償請求権は何ら妨げられないものとし、被解除者に損害、損失又は費用が発生した場合でも、解除者は何らの責任を負わないものとする。

2026年3月31日改定

別紙

電子印鑑ソリューション DSS、DSS による適格トラストシール及びタイムスタンプサービス詳細

本サービス詳細は、お客様が注文概要に記載された、電子印鑑ソリューション DSS（以下「DSS」という）、DSS による適格トラストシール又はタイムスタンプを購入する場合にのみ適用される。

1. 定義

AATL 技術要件：Adobe Approved Trust List Technical Requirements（以下「AATL 技術要件」という）のバージョンは、https://helpx.adobe.com/content/dam/help/en/acrobat/kb/approved-trust-list2/_jcr_content/main-pars/download-section/download-1/aatl_technical_requirements_v2.0.pdf で入手可能であり、随時更新される。

AATL タイムスタンプ：AATL の CA が発行する、RFC3161 に準拠したグローバルサインのタイムスタンプをいう。

Adobe Approved Trust List (AATL)：文書署名用証明書に関し、Adobe PDF Reader version 9.0 より搭載されている、Adobe Root CA Policy Authority によって作成された、CA のトラストストアをいう。

先進 e シール：eIDAS 規則第 36 条に定める要件を満たす e シール。

デジタル署名：電子形式のデータであって、他のデータの出所と完全性を確保するために、電子形式の当該他のデータに添付されるか、又は論理的に関連付けられるものであって、かつ個人によって利用されるものをいう。デジタル署名は、証明書を使用して文書に署名する電子署名の一種である。DSS は個人の社外 ID（オフラインプロセス経由）と個人の社内 ID の 2 つの形式に対応する。

ID ソース：以下の何れかをいう。(i) 身分証明書、(ii) 身分証明書に基づき個人の身元を検証した適切な公証人又は信頼される第三者からの証明書の写し、又は (iii) 安全なビデオ通信を使用して個人の身元を検証したビデオ記録の写し。

本人確認プロセス：設定、ID ソース、セキュリティ手順その他実施内容を含む、お客様が個人の身元を確認するために使用する方法をいう。本人確認プロセスは、AATL 技術要件に準拠する必要がある。

個人の社内 ID：お客様の企業実在認証（OV）証明書 ID に属する従業員又は請負人の個人 ID をいう。

適格 e シール証明書：eIDAS 規則の付属書 III に定める要件を満たす e シール証明書。

適格トラストシール (QT シール) : 適格 e シール証明書に基づく先進 e シールをいう。

セイコータイムスタンプ : 日本政府が認定し、セイコーソリューションズ株式会社が提供する RFC3161 に準拠したタイムスタンプをいう。

信頼される第三者 : グローバルサインが認証した第三者で、AATL 技術要件の下でお客様が本人確認プロセスに使用する安全なプロセスを有する者をいう。

2. 製品紹介

2.1 電子印鑑ソリューション DSS

DSS を利用するためには、(i) OV 証明書 ID を作成するためにグローバルサインが検証するのに必要なお客様の組織識別情報を提出し、(ii) 製品パックを購入し、かつ(iii) お客様が DSS API に直接アプリケーションを統合する場合は mTLS 証明書を登録する必要がある。本サービスでは、(a) 個人の社内 ID に対する署名、(b) 個人の社外 ID に対する署名 (オフラインプロセスによる)、及び(c) e シールの 3 つの署名設定オプションが利用可能である。

デジタル署名のための証明書の使用は、業界標準及び AATL の技術要件に準拠する必要がある。グローバルサインは、AATL 技術要件に準拠するために、お客様の本人確認プロセスの変更を要求する権利、又はその承認を取り消す権利を有する。グローバルサインが要求した場合、お客様は要求された変更を速やかに実施するか、DSS の使用を直ちに中止しなければならない。

2.2 DSS による適格トラストシール

DSS による適格トラストシールを使用するためには、お客様は、(i) OV 証明書 ID を作成するにあたり、グローバルサインの認証に必要なお客様の組織 ID 情報を提出し、(ii) 適格トラストシール製品パックを購入し、かつ(iii) お客様がアプリケーションを DSS API に直接統合する場合は、mTLS 証明書の登録をしなければならない。

2.3 タイムスタンプ

グローバルサインは AATL、セイコー及び適格タイムスタンプの 3 種類のタイムスタンプを提供する。DSS 又は QT シール製品パックには、製品パックで購入した署名又は QT シール (該当する場合) の数量の 2 倍のタイムスタンプが含まれている。追加のタイムスタンプは、DSS 製品パック又は QT シール製品パックと一緒に購入することができる。

2.4 適格タイムスタンプ

製品パックが適格タイムスタンプを含む場合、グローバルサインは TPS、CP/CPS 及び eIDAS 規則の関連規定を含むその他の関連する運用指針及び手順に従って運用するものとする。

3. 使用制限

お客様は、より高いレート制限を購入しない限り、(i) 1 秒間に 5 つ以上の署名、(ii) 5 秒間に 5 つ以上の個人 ID 又は e シールの作成、又は(iii) 5 秒間に 5 つ以上の QT シールの作成を要求してはならない。お客様がレート制限を超えた場合、グローバルサインは定義されたレートへのアクセスを制限し、過度の使用又は乱用があった場合、当該違反を理由に本サービス詳細を終了することができる。

お客様は、製品パックで購入したタイムスタンプの数以上のタイムスタンプを要求することはできない。お客様は、1 秒あたり 5 個の AATL 若しくは適格タイムスタンプ又は 1 秒あたり 1 個のセイコータイムスタンプを超えるタイムスタンプを要求してはならない。お客様は、グローバルサインが提供する URL を使用して、文書又はコードにタイムスタンプを適用する責任を負うものとする。お客様は、URL の機密性を保持しなければならず、第三者と共有してはならない。

4. DSS 及び DSS による適格トラストシールに関する義務

4.1 お客様がグローバルサインパブリックルートに連結された証明書階層を使用する場合、証明書及びサービスは CPS に従って提供されるものとする。

4.2 以下の義務は、DSS 及び DSS による適格トラストシールに適用される。但し、第 4 条 2 項(d)及び(e)は DSS による適格トラストシールには適用されない。

お客様は以下を行わなければならない。(a) 全ての鍵の有効化及び鍵ペアが署名者によって管理され、秘密鍵へのアクセスが二要素認証 (2FA) の過程に基づくことを保証すること、(b) 登録要求で提供された情報が完全かつ正確であることを保証すること、(c) DSS API 若しくはソフトウェア開発キット (SDK) を使用し、又はお客様独自のドキュメントワークフローの統合用に DSS を設定して、お客様のドキュメント管理システムに電子署名されたハッシュとタイムスタンプを展開又は統合することに単独の責任を負うこと、(d) グローバルサインが適時要求する AATL 技術要件に準拠していることを証明する書面を提出すること、(e) 証明書要求を承認する前に、情報が正しいことを利用者に確認すること、及び(f) 証明書要求に関する情報に変更があった場合に証明書の失効を要求すること。

4.3 以下の義務は DSS にのみ適用される。

お客様が個人の内部識別情報による署名を要求する場合、お客様は、(a) 利用者の署名要求毎に、対面での検証によって個人識別情報を確認し、正確な識別情報を提出するものとし、(b) 証明書及び署名を要求するためお客様が提出した個人識別情報が、要求に同意したお客様の現在の従業員又は請負人のものであることを確認し、かつ(c) 本人確認プロセスの記録を作成し保管しなければならない。

個人向け証明書ごとに、お客様は、サブジェクトに適用される利用約款の条項を個人が承諾し遵守することを保証する。

4.4 お客様が文書に e シールを適用する場合、お客様は、(a) お客様の実際の部署名でのみ要求し、(b)

個人名で要求してはならず、かつ(c) 不正確な要求や誤解を招くような要求をしてはならない。

お客様は、サブジェクトに適用される利用約款の条項に同意するものとする。

5. 終了

MSA 第 7 条 1 項の解除権に加え、(i) DSS については Adobe が中止した場合又はグローバルサインが AATL プログラムのメンバーでなくなった場合、又は(ii) DSS による適格トラストシールについては、eIDAS 規則が中止された場合又はグローバルサインが eIDAS トラストリストのメンバーでなくなった場合、本サービス詳細はグローバルサインによって終了されることがある。お客様が AATL 技術要件に準拠しないこと、又は本サービス詳細の第 4 条 (DSS 及び DSS による適格トラストシールに関する義務、該当する場合) に違反することは、MSA の重大な違反とみなされる。

別紙

証明書サービス詳細

本サービス詳細は、お客様が注文概要に記載された証明書を購入する場合にのみ適用される。

1. 定義

有効な証明書：有効期限切れ又は失効していない証明書をいう。

証明書 API：以下のサイトで入手可能な Atlas Certificate Management API Specification に記載されているサービス API をいい、グローバルサインによって随時更新される。

<https://api.docs.globalsign.com/docs/category/hvca>

エンタープライズ RA(ERA)：組織内のサブジェクトに対する証明書申請を検証する組織をいう。

SSL サブスクリプション上限：注文概要に記載される、お客様が発行できる全ての有効な証明書の一意の SAN 上限数をいう。

SSL サブスクリプション期間：注文概要に記載される製品期間開始日を起点とする月単位の期間をいう。

ワイルドカード SAN 乗数：お客様が注文概要に記載されたワイルドカード SAN を使用する場合、お客様の SSL サブスクリプション上限から差し引かれる SAN の数を意味する。各ワイルドカード SAN は、SSL サブスクリプション内で複数の SAN としてカウントされる。

2. 本サービス

グローバルサインは、CPS に規定された目的のために証明書を発行する場合にのみ、グローバルサインの Atlas プラットフォーム上の本サービスへのアクセスをお客様に提供する。本サービスは、購入した製品に応じて、パブリックに信頼される証明書及び/又はプライベートな証明書の発行及び管理を行うことができる。お客様は、証明書 API 又は ACME プロトコルを使用することによって、証明書を要求し、管理することができる。利用可能な特定の証明書のライフサイクル管理機能は、お客様が選択した方法によって異なる。

証明書 API 又は ACME プロトコルの使用により、お客様は、(a) これらの方法でサポートされるオプションの何れかを使用してドメインの検証を行い、(b) 証明書を要求、受領又は失効し、又は(c) これらの方法でサポートされるその他のクエリやアクションを実行することができる。

3. 本製品

お客様が別途指示しない限り、グローバルサインは、Google Chromium Certificate Transparency Policy による信頼性を確保するために必要なものとして、パブリックに信頼される SSL/TLS 証明書を Certificate Transparency (CT) logs に公開する。

3.1 ドメインの有効性確認

パブリックに信頼される TLS 証明書について、お客様は、証明書 API 又は ACME プロトコル（該当する場合）及び CPS に従って、ドメイン名の管理を確認するものとする。

3.2 企業の実在認証

OV 証明書 ID を含むパブリックに信頼される証明書について、グローバルサインは、お客様の OV 証明書 ID を作成するため、選択した製品に適用される企業実在認証のルールに従い、お客様がポータルで提供した企業情報を検証するものとする。

3.3 IntranetSSL 証明書

IntranetSSL 証明書は、1 つ又は複数の FQDN を保護するために、お客様の内部使用に限定して発行されるプライベートに信頼される証明書である。

3.4 SSL サブスクリプション

SSL サブスクリプション期間中、お客様は、注文概要に記載された SAN ライセンス数（ワイルドカード SAN 乗数を含む）を上限として、SAN 及びワイルドカード SAN を含む証明書を発行することができる。お客様は、日割りで追加の SAN ライセンスを購入することにより、SSL サブスクリプション上限を増やすことができる。お客様が SSL サブスクリプションを更新しない場合、グローバルサインは、SSL サブスクリプション期間の終了 3 ヶ月後に、有効な証明書を失効させることができる。

3.5 S/MIME 証明書

お客様は、証明書 API 又は ACME プロトコル（該当する場合）及び CPS に従い、申請された電子メールアドレスを承認又は管理しているか、又はメールボックス保有者が申請されたメールボックスアドレスを管理しているかを確認しなければならない。

お客様は、注文した製品に応じて、以下の S/MIME 証明書の種類を申請することができる。(a) Mailbox validated：電子メールアドレスのみを含む証明書、(b) Organization validated：法人向け証明書、(c) Sponsor validated：法人に所属する個人向け証明書。

4. お客様の義務

4.1 管理者ロール

お客様は、お客様を代表して証明書申請を承認する管理者を任命しなければならない。この役割の権限及び割当ては、お客様又はグローバルサインによって取り消されるまで存続する。

4.2 S/MIME 証明書

Sponsor validated 証明書に対する証明書申請については、お客様は以下のことを行う。(a) エンタープライズ RA として行動し、CPS の Appendix A に概説されるエンタープライズ RA の要件に準拠しなければならない。(b) 個人情報（個人名又は仮名を意味する）を収集し、検証しなければならない。(c) 組織内の個人向け証明書のみ申請することができる。

お客様が本条に従わない場合、これは MSA の重大な違反とみなされる。

5. 監査権

グローバルサインは製品期間中及び製品期間中に発行された最後の証明書の満了又は失効後 2 年間、合理的な通知を受けた場合に、第 4 条 2 項（S/MIME 証明書）に基づくお客様の義務の遵守を監査する権利を有する。各監査に関して、お客様はグローバルサイン、その監査人その他アドバイザー及び規制当局（以下「監査人等」という）に対して、あらゆる合理的な協力、アクセス及び支援を提供する。グローバルサインによる要求から 5 日以内に、お客様は要求された情報を提供するものとする。お客様は、適用されるデータプライバシー法を遵守するために必要な場合、編集又は抜粋された記録を提供することができる。監査によりお客様が第 4 条 2 項に違反していることが判明した場合、グローバルサインは、お客様がグローバルサインの合理的な満足を得るまで非遵守を是正し、グローバルサインがお客様のサービス利用を再開できることを確認するまで、お客様のサービス利用を停止する権利を有するものとする。

6. ソフトウェアの使用

グローバルサインが提供する Certificate Automation Manager（以下「CAM」という）及び TLS Connect を含むがこれらに限定されない、別途ダウンロードされるソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」という）の使用は、本ソフトウェアに付随して提供され、又は本ソフトウェアに関連して提示されるソフトウェア使用許諾契約（以下「ソフトウェア条件」という）によってのみ規律されるものである。

ソフトウェア条件と本 MSA（サービス詳細を含む）との間に矛盾又は抵触がある場合には、ソフトウェア条件が優先して適用され、本ソフトウェアの使用、ライセンス、アクセス、インストール及び本ソフトウェアに関する一切の制限事項については、ソフトウェア条件のみが排他的に適用されるものとする。

お客様が CAM バンドルを購入する場合、当該バンドルには、注文概要の一部としてあらかじめ組み込まれている、ライセンス、プロダクトパック、サブスクリプションその他のサービスに関する明細項目が含まれる。これらの明細項目に係る料金には、一時金及び定期料金の双方が含まれるものとする。お客様がプロダクト期間中に使用しなかった明細項目は、該当するプロダクト期間の終了時に失効するものとする。

7. その他のサービス

グローバルサインは、お客様が適用される事前インストール文書で選択したオプションに基づき、お客様が適用される料金を支払い、かつ同文書に記載された責任を果たすことを条件として、特定の製品に関する導入支援サービス（以下「導入支援サービス」という）をリモートで提供する場合がある。グローバルサインは、Active Directory、ストレージ、SQL データベース、オペレーティングシステム、ファイアウォール、ネットワーク/境界セキュリティデバイス又はルーター若しくはスイッチなどのネットワーク機器を含むがこれらに限定されない、グローバルサインが提供していないアプリケーションのインスト

ール、構成、保守又はサポートは行わない。追加サービスは、グローバルサインのその時点の時間単価で購入することができる。

グローバルサインは、お客様が購入した導入支援サービスの完了後（以下「完了日」という）、お客様とのミーティングを予定するものとする。お客様は、完了日から 10 営業日以内（以下「検収期間」という）に、導入支援サービスがお客様の事前インストール文書の要件を満たしていない場合、その不具合を報告しなければならない。お客様が導入支援サービスを拒絶する場合、拒絶理由を詳細に記載した書面による通知を提出するものとする。グローバルサインは、追加費用をお客様に請求することなく、お客様が指摘した瑕疵を是正するために、導入支援サービスを速やかに再実施し、その後、お客様による再確認及び／又は受入テストのために、導入支援サポートサービスを再提供するものとする。

お客様が検収期間中に受入れ又は拒絶の通知を行わない場合、導入支援サービスは受け入れられたものとみなされる。お客様は、受入れの可否を誠実に判断するものとし、導入支援サービスの受入れを不当に拒絶しないことに同意するものとする。